

## はじめに

本書の執筆者は全員、法律に関連する国家資格を持つ士業者です。これらの士業者が行う多くの業務では添付書類としての多種多様な「証明書」が必要になることから、それぞれの資格で業務を行うにあたり、各種「証明書」とは深い縁があります。

さまざまな法律手続がありますが、その多くは、「申請書類+証明書」の提出という形になります。

個人が行う法的手続も、会社や団体などの法人が行う手続きも、私たち専門家が業務を受任して行う手続きも、この構造は同じです。

戸籍謄本（紙戸籍による証明書が戸籍謄本、コンピュータ化された戸籍による証明書が戸籍全部事項証明書で、戸籍謄本と同じものです。）が必要なら、「戸籍証明書等の請求書」に必要事項を記入し、市町村役場の戸籍担当窓口提出します。このとき、自らが戸籍謄本を請求できる者であることを証明する「証明書」を提示します。ここで使用される「証明書」は運転免許証であったり、マイナンバーカードであったりすることが多いと思います。

外国人が日本の国籍を得たいと帰化申請するには、厚さ数センチにも及ぶ資料（その多くは各種証明書となります）を提出することになります。

さまざまな士業者がその資格に基づく業務を行っているわけですが、法律改正等も頻繁にありますし、省令、通達などにも対応する必要があり、業務は複雑化し専門性を高めることになります。

一方、業務を依頼するクライアントは依頼した業務を中心に、幅広い質問や相談に専門家が対応してくれることを期待します。そこで専門家は自らの専門性を高めると同時に他士業者の業務領域に属する事項に関する知識・情報も要求されることにもなります。とは言え、専門性が高まるのは他士業者も同じことで、互いの業務の一般的な知識を持ちつつ、必要があれば他士業者と連携してクライアントに対応することになります。

先に述べましたように、多くの法的手続は「申請書類+証明書」の組合せとなります。申請用紙については今日ではその多くをオンラインで入手可能ですが、「証明書」はその種類も膨大ですし、発行する公私の機関も数多く存在します。

専門家の立場からは、各種法的手続を横断的に取り上げ、どの手続きに要求される「証明書」は何なのか、その証明書の入手方法は、郵送で可能なのか、自身が代理人として請求できるのかなどの概要が説明された書籍があれば便利なのですが、

残念ながらそのような類書は存在していないようで、行政証明を中心に分野ごとの専門書があるだけです。また、関連業務の専門書の多くは申請（登録、登記）が中心で証明書の交付請求に重きを置いた書籍は見あたりませんでした。

日本法令の伊藤隆治氏より、本書の企画を打診された折、本書が発刊できれば専門家にとって利便性の高い資料になるであろうとの予感を持ちました。とは言え自分の専門分野のみならず他土業者の領域も網羅する必要があることから、執筆にあたっては他土業者の協力が不可欠であることも明らかでした。

私は幸い10土業11団体で構成する「台東区災害ネットワーク専門職会議」のメンバーとして活動していますので、まずこのメンバーに相談し、また、業務を通じ親交のある他土業者とも共同作業ができるのではと考え、各候補者に協力お願いの連絡を取ったところ快諾を得ることができました。

このグループで「証明書交付請求研究会」を結成、それぞれのパートに分けて執筆し、私はその取りまとめをさせていただくことで本書を完成することができました。

本書が、専門家のみならず企業・団体などの総務担当者などに実務の場面でご活用いただければ幸いです。

2021年4月

編著者代表 西岡 攻

<b>I 証明書交付請求の基礎知識</b>	
<b>第1章 本書で取り上げる「証明書」</b>	11
① 「証明書」の定義	11
② 「証明書」発行までの流れと提出の法的根拠	12
<b>第2章 自治事務と法定委託事務</b>	16
① 地方自治体における事務取扱いの独自性	18
② 市町村の一般行政証明	19
<b>第3章 証明書交付手数料</b>	21
<b>第4章 印鑑証明書</b>	22
① 「はんこ」の機能	22
② 「はんこ」について	23
③ 実印（印鑑登録）	23
④ 文書の成立	25
⑤ 印鑑条例	26
⑥ 会社等の印鑑登録	28
⑦ 押印の知識	28
<b>第5章 証明書の交付請求方法</b>	31
① 本人等が窓口に出向き請求用紙に必要な事項を記入し請求	31
② 代理人による請求（委任による代理人）	38
③ 法律職専門家による請求（職務上請求用紙による請求）	40
④ 利害関係のある第三者による請求	42
⑤ 自動発行機での請求（住基カード、市町村民カード）	44
⑥ コンビニエンスストアでの請求（マイナンバーカード）	45
⑦ 郵送による請求	46
<b>第6章 原本・正本・副本・謄本・抄本</b>	49
① 原本	49
② 謄本	50
③ 抄本	50
<b>第7章 弁護士業務に関連する証明書</b>	52
① 弁護士とその業務	52
② 弁護士業務と証明書	52
③ 裁判所が作成する証明書	53
④ 裁判所以外の公的機関が作成する証明書	57
<b>第8章 公証人による証明</b>	60
① 「公証」とは	60
② 公証制度の歴史	60
③ 公証人の職務	60
④ 公証人が証明するもの	61
⑤ 囑託人本人の確認の証明資料	63

◇ 郵送での公正証書等の謄本請求	64
------------------	----

## II 各種証明書の交付請求実務

第1章 人(自然人)に関連する証明書	67
第1節 戸籍に関連する証明書	67
① 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)/戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)/戸籍一部事項証明書	67
② 除籍全部事項証明書(除籍謄本)/除籍個人事項証明書(除籍抄本)/除籍一部事項証明書	76
③ 改製原戸籍謄本/平成改製原戸籍(平成原戸籍)	84
④ 戸籍記載事項証明書/除籍記載事項証明書/改製原戸籍記載事項証明書	91
⑤ 戸籍届書受理証明書/戸籍届書記載事項証明書/戸籍届書不受理証明書	98
⑥ 不受理申出証明書/不受理申出書類記載事項証明書/不受理申出取下証明書/不受理申出書の不受理証明書	107
⑦ 成年後見登記事項証明書	111
⑧ 登記されていないことの証明書	123
⑨ 身分証明書	128
⑩ 婚姻要件具備証明書(法務局)	134
⑪ 婚姻要件具備証明書(市町村)/独身証明書	138
⑫ 出生証明書/出生届受理証明書/出生届記載事項証明書	143
⑬ 死産証書/死胎検案書	148
⑭ 死亡診断書/死体検案書	151
⑮ 不在籍証明書/不在住証明書/不在籍・不在住証明書	155
⑯ 廃棄証明書/火災焼失により除籍謄本を交付できない旨の市町村長の証明書(焼失証明書)	161
⑰ 戸籍受附帳記載事項証明書/戸籍受附帳に記載のないことの証明書	168
⑱ 本籍地番変更証明書	172
⑲ 母子健康手帳	178
⑳ 旅券(パスポート)	182
第2節 住民票に関連する証明書	190
① 住民票の写し	190
② 広域交付住民票の写し	199
③ 住民票の除票の写し(除住民票)	204
④ 改製原住民票の写し	210
⑤ 住民票記載事項証明書/除住民票記載事項証明書/改製原住民票記載事項証明書	217
⑥ 戸籍の附票の写し	223
⑦ 転出証明書	230
⑧ 軍歴証明書	235
⑨ 印鑑証明書(個人)	240
⑩ 犯罪経歴証明書	244
⑪ 郵便等投票証明書	250
⑫ 生活保護受給証明書	254
⑬ 住居表示変更証明書	257
第3節 日本に在留する外国人に関連する証明書	260
① 在留資格認定証明書	260
② 就労資格証明書	273

③	在留カード	277
④	特別永住者証明書	281
⑤	難民認定証明書	287
⑥	難民旅行証明書	293
⑦	出入(帰)国記録	297
⑧	閉鎖外国人登録原票	303
第4節	人に関連するその他の証明書・個人番号カード	309
①	個人番号カード(マイナンバーカード)	309
②	運転経歴証明書	316
③	交通事故証明書	321
④	無事故・無違反証明書/運転記録証明書/累積点数等証明書/運転免許経歴証明書	326
第2章	登記に関連する証明書	331
第1節	法人登記に関連する証明書	331
①	履歴事項全部証明書(全部事項証明書)	331
②	現在事項全部証明書(全部事項証明書)	335
③	閉鎖事項証明書(全部事項証明書)	339
④	履歴事項一部証明書(一部事項証明書)	342
⑤	現在事項一部証明書(一部事項証明書)	346
⑥	閉鎖事項一部証明書(一部事項証明書)	350
⑦	コンピュータ化以前の閉鎖登記簿の謄抄本	354
⑧	代表者事項証明書	359
⑨	印鑑証明書(会社法人)	362
⑩	認可地縁団体証明書	365
⑪	麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届受理証明書	368
⑫	廃棄物再生事業者登録証明書	372
第2節	不動産登記に関連する証明書	376
①	全部事項証明書	376
②	現在事項証明書	380
③	何区何番事項証明書	384
④	所有者証明書	387
⑤	閉鎖事項証明書	390
⑥	閉鎖登記簿謄本	394
⑦	地図等	397
⑧	地積測量図(土地所在図)	401
⑨	地役権図面	405
⑩	建物図面・各階平面図	409
⑪	道路境界確定図等	414
⑫	法定相続情報一覧図	416
第3節	債権譲渡・動産譲渡関連証明書	420
①	債権譲渡登記 登記事項証明書	420
②	債権譲渡登記 登記事項概要証明書	428
③	債権譲渡登記 概要記録事項証明書	433
④	動産譲渡登記 登記事項証明書	436
⑤	動産譲渡登記 登記事項概要証明書	443
⑥	動産譲渡登記 概要記録事項証明書	448

第4節 自動車に関連する証明書	451
① 登録識別情報等通知書（自動車の一時抹消登録）／軽自動車検査証返納確認書（軽自動車）	451
② 譲渡証明書	455
③ 自動車保管場所証明書（車庫証明）／自動車保管場所届出書（軽自動車の場合）	457
④ 自動車登録事項等証明書／検査記録事項等証明書（軽自動車）	461
⑤ 自動車検査証（の再発行）	465
第5節 船舶に関連する証明書	469
① 小型船舶登録事項証明書	469
② 船舶登録事項証明書	472
③ 漁船登録謄本	474
④ 船舶登記事項証明書	477
第3章 建物に関連する証明書	480
① 台帳記載事項証明書	480
② 専用住宅証明書（住宅用家屋証明書）	484
③ 住宅ローン残高証明書	488
④ 完済証明書	490
第4章 災害に関連する証明書	492
① 罹災証明書	492
② 被災証明書	496
第5章 税務に関連する証明書	500
① おむつ使用証明書	500
② 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書	504
③ 居住者証明書	509
④ 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書	514
⑤ 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税証明	517
⑥ 固定資産評価証明書・固定資産公課証明書	521
⑦ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	525
⑧ 所得証明書／課税証明書／所得課税証明書／所得課税扶養証明書／非課税証明書	528
⑨ 納税証明書	533
⑩ 振替納税により国税を納付した事実の証明書	540
⑪ 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	544
第6章 労務に関連する証明書	548
① 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書	548
② 解雇理由証明書	553
③ 給与支払証明書	556
④ 継続再雇用に関する証明書	559
⑤ 採用証明書	562
⑥ 在職証明書	566
⑦ 受診状況等証明書	570

⑧	修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書	573
⑨	退職証明書	576
⑩	年少者の証明書	580
⑪	有期労働契約雇止理由証明書	584
⑫	雇用保険被保険者離職票／雇用保険被保険者離職証明書	587

## 第7章 公的保険に関連する証明書

①	介護保険被保険者証	594
②	健康保険被保険者資格証明書	599
③	健康保険被保険者証	604
④	雇用保険被保険者証	612
⑤	高齢受給者証	618
⑥	国民健康保険被保険者資格証明書	622
⑦	国民健康保険料（税）納付額証明書	624
⑧	社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	629
⑨	社会保険料納入確認書	631
⑩	社会保険料納入証明書	636
⑪	特定同一世帯所属者証明書（連絡票）	639
⑫	労災保険加入証明書	641
⑬	労働保険料等納入（納付）証明書	644

## 第8章 商工会議所が発給する貿易関係の証明書

①	原産地証明書（非特惠）	649
②	（第一種）特定原産地証明書	657
③	インボイス証明書	661
④	サイン証明書	666
⑤	日本法人証明書	672
⑥	営業証明書	677

## 第9章 その他の証明書

①	土地の境界確認書（筆界確認書）	682
②	内容証明	685
③	残高証明	688

## 資料

1	行政証明の取扱基準について（東京都北区）	693
2	千代田区手数料条例（抜粋）	699
3	印鑑の登録及び証明に関する事務について（抜粋）	703
4	神戸市印鑑条例	707
5	神戸市印鑑条例施行規則	714
6	印鑑登録の受理および印鑑証明書の交付につき、重大な過失があったとして、損害賠償を自治体に課した裁判例（昭和34年3月16日名古屋高等裁判所判決 昭和32年(々)第528号）	721

---

証明書索引	-----729
編著者略歴	-----733

※本書の記載は、特に別途注記のある箇所を除き、2021年3月時点で確認された情報をもとにしています。



# I 証明書交付請求の基礎知識

第1章 本書で取り上げる「証明書」

第2章 自治事務と法定委託事務

第3章 証明書交付請求手数料

第4章 印鑑証明書

第5章 証明書の交付請求方法

第6章 原本・正本・副本・謄本・抄本

第7章 弁護士業務に関連する証明書

第8章 公証人による証明



## 第1章 本書で取り上げる「証明書」

### 1 「証明書」の定義

現在、日本では多種多様な証明書が発行されています。その多くは行政機関が発行する「行政証明」ですが、民間が発行する「証明書」も多数存在します。

日本の行政庁が発行する数多くの「証明書」のなかには、「結婚証明書」（あるいは「婚姻証明書」という「証明書」は存在しません。日本で婚姻関係を証明するのは「戸籍全部事項証明書」などの戸籍に関連する証明書になります。

一方、結婚式のセレモニーで新郎新婦が署名する「結婚証明書」や、クリスタルの置物になっている「結婚証明書」が存在します。こちらの証明書は何らの法的効力を持ちません。これらの「結婚証明書」を市町村役場に持参しても、新しい戸籍をつくることもできませんし、勤務先で配偶者控除の手続きを受理してもらうこともできません。この類いの「結婚証明書」は単なる記念品にすぎません。

また、日本の東西南北の最端に位置する稚内市、根室市（北海道）、佐世保市（長崎県）、南大隅町（鹿児島県）では「日本本土四極踏破証明書」を発行しています。日本の最北端……北海道稚内市（宗谷岬）、最東端……北海道根室市（納沙布岬）、最南端……鹿児島県南大隅町（佐多岬）、最西端……長崎県佐世保市（神崎鼻）を踏破（旅行した）したことを証明するもので、写真などを添えて申請し証明書を受領します。この「日本本土四極踏破証明書」にも法的効力はなく、こちらも記念品となります。

本書で取り上げる「証明書」は、法的証明力を有し、その証明力により何らかの法的手続を行うときに事実関係を明らかにする資料として機能する「証明書」に限定しました。発行するのは公的機関に限らず、民間機関であってもその発行する「証明書」に上記機能がある場合は対象としました。

ただし、以下の証明書類は対象外としました。

- ① 専門家であることの証明書（国家試験等に合格し、所定の手続きにより当該組織に入会することにより開業することを許される身分証）
- ② 国家が定める技能試験に合格することにより発行される「運転免許証」に類する証明書
- ③ 立入検査する際に法律で携帯することを義務づけられている公務員の「身分証」
- ④ 民間組織の構成員であることを証する、「社員証」や「学生証」

## ➤ 「証明書」発行までの流れと提出の法的根拠

「人」として社会生活を行う上で、自分は何者であることを証明しなければならない場面が数多くあります。これは、日本人にも、日本で暮らす外国人にも、また、法律によって人格を認められた「法人」にも当てはまります。

多くの証明書の発行は法律に基づいています。法律のほかに政令、省令、通達や自治体の条例、規則なども証明書発行の根拠となります。

戸籍に関する謄本類の交付は、国がその事務を地方自治体である市町村に委託している「法定受託事務」です。発行手数料金は国からの通達により全国一律になっています。これに対し、住民基本台帳法を根拠とする住民票に関しては地方自治体の「自治事務」になりますので、発行手数料は各自自治体の手数料条例で定められた額になります。

また、「証明書」は必ずしも常に「証明書」という名称で発行されるわけではなく、「許可（証明）書」などの名称で発行されることもあります。

証明書発行までの流れを追ってみましょう。

例えば、日本人の親が「子」を授かると市町村役場に「出生届」を提出します。この行為は「戸籍法」に則っています。受理されるとその「子」は戸籍簿に記載されます。日本の「国籍法」には出生に関する届出の規定がなく、戸籍法に基づく「出生届」により父または母が日本人であるとその子は日本国籍を持つこととなります。親と同居するなら住民基本台帳にも記載されます。

これ以降は必要に応じ交付請求すると、「出生証明書」や「戸籍謄本」、「住民票の写し」を入手することができます。

また、「証明書」は、さまざまな法的手続の際に添付書類として提出することを要求されます。

海外旅行に行きたいと「旅券（パスポート）」を申請する場合の提出書類は、

- ① 一般旅券発行申請書
- ② 戸籍謄本（または抄本）
- ③ 写真

となります。

さらに、本人が窓口で申請するには、申請者本人であることを証明する「証明書」が必要になります。

※パスポート請求の具体的な説明はP.182にありますのでご参照ください。

法的根拠は、旅券法第1条です。

### 旅券法

#### （目的）

**第1条** この法律は、旅券の発給、効力その他旅券に関し必要な事項を定めることを目的とする。

パスポートの申請に必要な「証明書」は、戸籍謄本（または抄本）と、本人確認のための身分証明書です。このように、「証明書」は何らかの法律行為を行うときに必要になる大事なものですが、現在の日本には公的機関が発行する証明書や、民間機関が発行する証明書などさまざまな「証明書」が溢れています。

「証明書」の中心となる「行政証明」においても、法的根拠のある「証明書」もあれば、明確な法的根拠がなく慣行的に発行されている「行政証明書」もあります。

また、社会制度の変革や法律の改正などにより誕生する新たな「証明書」もあります。2015年10月から発行された「個人番号カード（マイナンバーカード）」は、今後の日本の社会において重要な証明書になります。

いくつかの自治体で交付がはじまった「パートナー証明書」も今後の社会にどのように受け入れられるのか興味深いところです。

さらに2015年12月16日、女性は離婚後6カ月が経たないと再婚できない、と定めた民法第733条の規定が憲法に違反するかどうか争われた訴訟で、最高裁大法院（裁判長・寺田逸郎長官）は、同規定のうち、再婚禁止期間の100日を超える部分については違憲とする初の判決を言い渡しました。

この最高裁判決により民法の規定が改正され、女性の待婚期間は100日となり、

さらには離婚した女性が離婚時に妊娠していないことを証明する医師の「証明書」があれば、待婚期間をなくし離婚後すぐに再婚できるように改正されました（同条第2項）（法務省のホームページに掲載されている証明書事例を次ページで紹介します）。

「証明書」を巡る社会環境は大きく変化しています。

（西岡 攻）

**【参 考】**

(別紙様式)  
民法第733条第2項に該当する旨の証明書

診察を受ける者	氏名			
	住所			
	生年月日	年	月	日 ( 歳)
	前婚の解消又は取消日(①)	年	月	日 (注1)

(注1) 前婚の解消又は取消日(以下「①の日」という)については、本人の申出による日を記載する。

上記記載の者について、①の日に懐胎していなかった又は①の日の後に出産したことを証明する。

(理由について、以下の□のいずれかにチェックし、必要事項を記入してください)

①の日より後に懐胎している  
 懐胎の時期(推定排卵日)は、①の日の後である、年 月 日から 年 月 日までと推定される。  
 算出根拠(1. 2. のいずれかに丸印をつけてください)  
 1. 懐胎の時期(推定排卵日)は、超音波検査及びその他の診断により求められた推定排卵日(妊娠2週0日)に前後各14日間ずつを加え算出した(注2)。  
 (注2) 医師の判断により、より正確な診断が可能ときは、前後各14日間より短い日数を加えることになる。  
 2. その他(不妊治療に対して行われる生殖補助医療の実施日を基に算出等、具体的にお書きください)  
 ( )

①の日以後の一定の時期において懐胎していない  
 根拠(1. 2. のいずれかに丸印をつけてください)  
 1. 診察日(注3)において尿妊娠反応が陰性である。  
 診察日: 年 月 日  
 (注3) ①の日から4週間以上経過した日以降に尿妊娠検査(感度hCG50IU/Lまたは25IU/Lのもの)を行い、その反応が陰性の場合、①の日から継続する正常妊娠はないと判断する。  
 2. 上記1.以外の場合であって、①の日以降の一定の時期において、以下の理由により、懐胎していないと判断できる(注4)。  
 (理由: )  
 (注4) 1.以外であっても、医師の判断により、①の日以後の一定の時期において、懐胎していないとの診断が可能な場合である。

①の日以後に出産(注5)した  
 出産の日 / 年 月 日  
 (注5) ここにいう出産には、出産(早産を含む)、死産(流産)、異所性妊娠(子宮外妊娠)の手術が含まれる。

令和 年 月 日

医師 (住所) 印  
 (氏名)

※ この証明書は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日以内にする婚姻届に添付するために医師が作成するものです。

## 第2章 自治事務と法定委託事務

「戸籍謄本」や「住民票の写し」をはじめ、「母子健康手帳」から「死亡証明書」まで市町村役場を窓口として取得する証明書は多岐にわたります。都道府県、市町村は地方公共団体の代表格で、地方自治体については日本国憲法では第8章（第92条～95条）にその定めがあり、第94条には「地方公共団体の権能」として「条例をさだめられる」と規定されています。「条例」には、長の制定する「規則」や、各種委員会が制定する「規則」も含まれます。

明治憲法には地方自治の定めはなく、地方自治に関する法的根拠は「法令」でした。また、県知事は国が任命していました。

現行憲法により、地方自治体の長は住民が直接選挙で選出できるようになりました。地方自治体は国の統治機構として、様々な事務を行います。各種証明書の交付もその事務の一種です。

現在、地方自治体の取り扱う事務には「国から委託される事務」と「自治事務」との2種類があります。地方自治法は平成11年（1999年）に大幅な改正が行われましたが、改正前の地方自治体は2種類の事務を取り扱っていました。国から地方自治体の「長」という機関に委託される事務を「機関委任事務」と称し、それ以外の地方自治体が自主的に取り扱う事務を「自治事務」としていました。

法改正の前、地方自治体の事務の中で「機関委任事務」の占めるウエートは著しく高く、都道府県では7～8割、市町村では3～4割を占めるまでになっていました。

自治体の長は、住民から直接選挙で選ばれた存在なのに、国の出先機関として国の指揮、監督下にあったわけで、憲法の定める「地方自治の本旨」にもとることになります。

平成11年の地方自治法の大改正により「機関委任事務」は廃止されました。多

数の法律が見直され、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律またはこれに基づく政令に特に定める事務（例えば、国政選挙、パスポートの交付、戸籍事務など）を地方自治法第2条第9項に基づき「第1号法定受託事務」としました。また、都道府県より市町村へ委託する事務を「第2号法定受託事務」として整理しました。

「法定受託事務」においては、国の「機関委託事務」における包括的指揮監督権は否定され、国の関与が抑制されています（地方自治法第11章）。

国または都道府県の関与については、地方自治法第245条に定められています。

同条において、法定受託事務への国の関与は、法律、または法律に基づく政令によらなければならないと、関与の「法定主義」が定められ、地方自治体の自治を尊重する内容になっています。

#### ■地方自治法第245条の整理

事務の区分	関与の基本類型	条 文
自治事務	助言・勧告	法第245条の4
	資料の提出の要求	法第245条の4
	協議	法第245条第2項
	是正の要求* <sup>1</sup>	法第245条の5
法定受託事務	助言・勧告	法第245条の4
	資料の提出の要求	法第245条の4
	協議	法第245条第2項
	同意	法第245条2号二
	許可・認可・承認	法第245条2号ホ
	是正の指示* <sup>2</sup>	法第245条の7
	代執行	法第245条の8

\* 1 事務の処理が法令の規定に違反しているときまたは著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該違反の是正または改善のため必要な措置を講ずべきことの求めであって、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正または改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。

\* 2 法定受託事務の処理について違反の是正または改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

「法定受託事務」は極力新たに追加させないのがその制定趣旨ですが、新しいところでは、「マイナンバーカード法（個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）」によるマイナンバーカード関連事務は法定受託事務とされています。



## 1> 地方自治体における事務取扱いの独自性

地方自治体は広範囲に「条例」を制定する権利を持っています。それぞれの自治体はその独自性に基づき「条例」を制定し、事務を取り扱うこととなります。自治体の自治権を尊重し、事務取扱いをスムーズにするには良いシステムなのですが、利用する方の立場からは混乱する場面も出てきます。それは、「自治事務」のみならず「法定受託事務」においても、自治体により事務取扱いが異なるケースがあるからです。

利用者が自分の居住している市町村へ証明書を請求するケースなら、各市町村で定めたルールに従って手続きすることとなります。手続きについては、その多くは市町村のホームページに掲載されています。一例として「住民票の写し」の交付請求の手数料を見ると、多くの自治体は300円ですが、自治体によっては200円～400円と幅があります。細かく見れば、記載される人数により手数料が異なる自治体もあります。郵送での請求には定額小為替を同封しますので煩雑になります。

また、専用端末機やコンビニエンスストアのマルチコピー機を使用する手数料は窓口より安く定められていますが、こちらの手数料も自治体により異なります。

住民票に関連する事務の根拠となる法律は、「住民基本台帳法」です。住民基本台帳法には手数料の定めがありませんので、住民票に関連する証明書交付手数料は各自治体が条例で定めることとなります。

「印鑑登録」については第4章で取り上げますが、「印鑑登録」の手数料も200円～500円とこちらも市町村によりばらつきがあります。

市町村が各種証明書の交付手数料を定める根拠は、地方自治法第227条「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」です。受益者負担の原則と事務経費とを勘案して市町村ごとに独自の手数料を制定することとなります。

それぞれ、各市町村の事情に合わせて制定された「条例」に基づく手数料決定なのですが、転居をする際など戸惑うことにもなります。

ちなみに、ここで紹介した「住民票の写し」の交付や「印鑑登録」業務は自治事務です。

## 編著者略歴

### 編集代表

#### 西岡 攻 (にしおか おさむ)

行政書士

1967年3月 明治大学法学部法律科卒業

1967年4月 株式会社オリコミ (現株式会社オリコム) 入社

2001年1月 株式会社オリコム退社

2003年3月 西岡行政書士事務所開業

東京都行政書士会台東支部所属 現在に至る

主な著作: 「いま知って欲しい養子縁組のはなし (共著)」(日本法令)

#### 浅川 正雄 (あさかわ まさお)

昭和33年生まれ

昭和56年3月 専修大学法学部卒業

平成15年 土地家屋調査士試験合格

平成16年 東京土地家屋調査士会登録

#### 雨宮 則夫 (あめみや のりお)

弁護士 (虎ノ門法律経済事務所)

1973年裁判官任官 (25期) 以後各地で民事・刑事・家裁事件などを担当。東京家裁遺産分割専門部の部総括、水戸家裁所長

2007年裁判官を退官して浅草公証役場公証人。日本公証人連合会常務理事、東京公証人会常議員会議長、リーガルサポート業務審査委員、早稲田大学や茨城県生涯学習センターの連続講座 (相続・遺言・成年後見) の講師

2017年から弁護士。

主な著作: 「現代裁判法大系 (遺産分割) (相続・遺言)」、「遺産相続訴訟の実務」(新日本法規出版)、「遺言・信託・任意後見の実務」(日本加除出版) など

#### 江口 十三郎 (えぐち じゅうさぶろう)

弁護士 (江口法律事務所)

1989年 裁判官任官

1991年 裁判官を退官して弁護士登録 (東京弁護士会) し、父である弁護士江口弘一が営む江口法律事務所に入所。

2004年 台東区法曹会幹事長 (～2014年まで)

2006年 東京簡易裁判所調停委員 (～現在)

2012年 台東区災害ネットワーク専門職会議代表委員 (～現在)

2015年 日本調停協会連合会在京理事 (～2016年まで)

2017年 明治大学兼任講師 (明治大学法科大学院講師～2018年まで)

#### 杉本 由美子 (すぎもと ゆみこ)

一級建築士

1966年 千葉県柏市生まれ

東京理科大学修士課程工学研究科卒業

建設会社を経て、2000年に建築設計事務所を開設、2007年に法人化

専用住宅、マンション、事務所ビル、店舗等の設計監理業務をおこないながら、中央建設工事紛争審査会 (国土交通省)、東京都建設工事紛争審査会 (都庁) の特別委員として、建設関係事件の調停、仲裁にかかわる。また、住宅紛争審査会の委員として、住宅紛争の相談・調停・仲裁にかかわる。

#### 徐 瑛義 (そう よんい)

税理士・行政書士

1976年生まれ。大学卒業後、埼玉県内大手会計事務所および都内公認会計士事務所勤務を経て独立開業。2008年に税理士法人東京税経センター (現セブンセンス税理士法人) を設立し代表

社員に就任。

特に、外資系企業に対する税務・会計コンサルティング、医科・歯科の経営支援、資産税案件に多くの実績を持つ。現在は主に相続や事業承継・企業のM&Aなどの業務に多数関与する傍ら、セミナー講師や執筆など精力的に活動している。

主な著作:「新決算書の見方に強くなる本」「消費増税のすべてがわかる」(金融ブックス)、「相続・遺言・成年後見 100人の老後Q&A」「エンディングノート」(悠雲舎)など著書多数。

### **武田 敬子 (たけだ たかこ)**

行政書士 2004年開業

お茶の水女子大学卒業。会社勤務を経て自分で時間をコントロールしたいと行政書士資格取得。経営者の方にアドバイスできるよう2018年BBT大学大学院卒業。MBA取得。

外国人の帰化、アメリカVISA、化粧品製造販売業などの許認可を手がける。

武蔵小山創業支援センター相談員、イミグレーションロー実務研究会理事、NPO法人Nepays (ネパールユースサッカープロジェクト) 理事。

主な著作:「外国人と行政書士」(清文社)

### **塚田 育子 (つかだ いくこ)**

平成11年社会保険労務士資格取得。

平成22年特定社会保険労務士資格取得。

東京都社会保険労務士会所属。中小企業福祉事業団幹事。

労務管理全般から給与計算、社会保険手続きなど中小企業へのサポート業務を通して円滑な労使関係の構築を目標として業務にあたっている。

主な著作:「人材サービスの実務 (共著)」(第一法規出版)、「法令用語ナビ人事・労務 (共著)」(共著新日本法規出版) など

### **光永 謙太郎 (みつなが けんたろう)**

行政書士・海事代理士

名古屋大学法学部卒業。

平成19年行政書士登録、開業。平成21年海事代理士登録、開業。

東京都行政書士会及び一般社団法人日本海事代理士会会員。東京都行政書士会理事、一般社団法人日本海事代理士会関東支部理事などを歴任し、本稿執筆時は東京都行政書士会が運営するADR機関「行政書士ADRセンター東京」においてセンター長を務める。

建設業、倉庫業、産業廃棄物処理業、自動車運送事業、定期・不定期航路事業、などの許認可手続全般を専門業務として活動中。

### **村上 章 (むらかみ あきら)**

中小企業診断士・行政書士

名古屋大学工学部を経て、全国展開の店舗小売業フランチャイズチェーンにて20年間従事。

システム開発部門、スーパーバイザー部門、経営企画部門を担当、執行役員を務める。

1999年中小企業診断士資格を取得後、2007年にプロコンサルタントとして独立。その後、2015年行政書士資格を取得後、事業承継の専門家として、全国8000店舗のPanasonic街の電器屋さんをはじめ、数多くの事業主を支援中。

一般社団法人台東区中小企業診断士会会長。

### **山下 尚 (やました ひさし)**

司法書士・行政書士

平成12年3月法政大学法学部法律学科卒業

平成12年4月～平成18年10月 株式会社藍屋に入社

関東を中心に店長を歴任

平成20年司法書士試験及び行政書士試験合格

平成25年 実務経験をもとに「司法書士・行政書士 山下 尚 事務所」を設立し独立。

東京北区を中心に不動産登記、商業登記、成年後見、遺産相続などを中心に幅広く活動している。